

- 平成24年9月 旧ガイドライン作成(首都直下地震帰宅困難者等対策協議会)
- 平成25年6月～ 一時滞在施設の確保に関するワーキンググループにおいて改定を検討
- 平成27年2月 ガイドラインの改定(首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議)

<一時滞在施設に関する基本的な考え方>

- 首都直下地震が発生した場合、東京都内で行き場のない帰宅困難者が92万人に上るとも想定されているが、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の数は依然として少ない
- 大規模地震による多数の死傷者・避難者が発生している中では、行政機関の「公助」による対応は限界があることから、一時滞在施設は「共助」の観点から開設・運営することが基本であり、特に民間事業者等の協力が必要
- 個人個人は、自らが帰宅困難者となった場合、一時滞在施設は、民間事業者等が「共助」の観点から善意に基づいて開設している施設であるということを認識してもらうことが必要

<改定のポイント>

- 一時滞在施設に関する基本的な考え方についてあらためて示すとともに、一時滞在施設の管理・運営に関する責任の範囲と対応の考え方等について、現時点で整理できる内容を示した
- 各施設管理者は、本ガイドラインに基づき、協定の締結、安全点検のチェック、受入条件の署名等を行うことにより、一時滞在施設を円滑に開設し運営することができる

協定のひな形の提示

- 一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定について、基本的な条項をひな形として提示
- 主な項目は、目的、定義、公表、開設、受入、支援内容、運営、受入解除、費用負担、損害、訓練等

安全点検のためのチェックシートの充実

- 内閣府において、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」をとりまとめ、公表
- この指針に示しているチェックシートを参考に、各施設管理者において安全点検を実施

受入条件の掲示と署名

- 受入者に対し、受入条件を承諾・署名のうえ利用してもらう
 - ・共助の観点から施設管理者が善意で施設を提供・開設している
 - ・施設管理者の指示に従う
 - ・施設管理者は施設内における事故等については、故意又は重過失がなければ責任を負わない
 - ・施設滞在者が体調を崩したりした場合についても、故意又は重過失がなければ責任を負わない
 - ・施設滞在者の所持する物品は基本的に預からない
 - ・建物の安全性や周辺状況の変化により、施設管理者の判断で急遽閉鎖する可能性がある
 - ・負傷者の治療ができないなど、施設において対応できない事項がある 等

その他受入のための留意事項の充実

- 受入場所は、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避ける
- 暗がりの部屋、入り組んだ場所などを避け、防犯面にも配慮する
- テナントビルや複合ビルの施設所有者は、管理者・占有者と連携して運営要員の確保に努める
- 備蓄食料の提供時は賞味期限を確認、賞味期限切れの備蓄食料の提供は慎重に検討する
- 受入者に運営を協力してもらう場合は、従業員と同様に安全配慮義務を果たす

行政の支援策

- 都県及び市区町村は、一時滞在施設に関して下記の事項の普及啓発に努める
 - ・一時滞在施設は施設管理者の善意に基づく共助の観点から運営
 - ・施設において対応できない事項があること 等
- 国、都県、市区町村は、一時滞在施設の運営に関して施設管理者に損害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、積極的に協力して対応する